

約款

特定団体インターネット割引特約



特約条項

特定団体インターネット割引特約

(2020年3月23日制定)

第1条<特約の適用範囲>

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の締結の際、つぎの条件を満たした場合に主契約に付加して適用します。

- (1) 保険契約者が、官公署、会社、商店、組合、工場、連合会、同業団体等に所属する役職員、組合員、会員等であること
- (2) 官公署、会社、商店、組合、工場、連合会、同業団体等に「保険料の割引の対象になるインターネット(電子通信機器による電気通信回線をいい、情報処理機器等の通信手段を含みます。以下同じ。)を通じた保険契約の申込に関する会社の定める仕組み」が導入されていること
- (3) 保険契約者が、前号のインターネットを通じた保険契約の申込みを行うこと

第2条<保険料率>

- 1 この特約を付加した保険契約の保険料率は、会社の定める特定団体インターネット割引保険料率を適用します。
- 2 つぎの各号のいずれかに該当した場合でも、前項により適用された特定団体インターネット割引保険料率は変更しません。
 - (1) この特約を付加した後に第1条<特約の適用範囲>第1項第1号または第2号の条件を満たさなくなったとき
 - (2) 主契約の締結の際に主契約に付加した特約が更新したとき
- 3 前2項の規定にかかわらず、主契約の締結後に中途付加した特約(中途付加した特約が更新した場合を含みます。)については、特定団体インターネット割引保険料率は適用しません。

第3条<特約の解約>

主契約が解約される場合を除き、この特約の解約は取り扱いません。

第4条<主約款の規定の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。